

令和4年度・委託事業実施状況報告

- ◇ 事業名：令和4年度「若年技能者人材育成支援等事業」
- ◇ 提出者：鳥取県職業能力開発協会（技能振興コーナー）
- ◇ 契約期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日（年度末見込）

1 地域における技能振興事業

実施要領	実施計画の内容	実施状況（年度末見込）
<p>(1) 技能五輪全国大会の予選の実施等について</p>	<p>ア 技能五輪全国大会予選の実施 鳥取県協会が独自の選考基準にて推薦する職種のうち、次の職種について令和4（2022）年度の技能五輪全国大会の予選大会として、参加手数料を徴収し実施する。</p> <p>(ア) 開催時期：令和4（2022）年10月予定</p> <p>(イ) 実施職種：造園（1職種）</p> <p>(ウ) 参加予定人数：10名</p>	<p>ア 令和4年度の技能五輪全国大会の予選大会を参加手数料を徴収して実施した。</p> <p>(ア) 開催時期：令和4年10月29日（土）</p> <p>(イ) 実施職種：造園（1職種）</p> <p>(ウ) 参加人数：3名</p>
	<p>イ 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加支援の実施。</p> <p>当コーナーは技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会に、当該参加選手とその指導者の参加旅費及び道具等の運搬費の援助を行う。</p> <p>(ア) 第60回技能五輪全国大会（中小企業・学校等）</p> <p>a 参加職種：造園（2名）、日本料理（1名）、とび（1名）※（ ）内は参加予定選手人数</p> <p>b 参加予定人数：選手4名・指導者2名</p> <p>(イ) 第17回若年者ものづくり競技大会(教育訓練機関)</p> <p>a 参加職種：造園（1名）、木材加工（1名）、電子回路組立て（1名）※（ ）内は参加予定選手人数</p> <p>b 参加者数：選手3名・指導者3名</p>	<p>イ 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会へ参加した。</p> <p>(ア) 第60回技能五輪全国大会</p> <p>a 参加職種：造園（2名） 日本料理（2名）</p> <p>B 参加人数：選手4名 指導者1名（造園）</p> <p>(イ) 第17回若年者ものづくり競技大会</p> <p>a 参加職種：造園（1名）</p> <p>b 参加人数：選手1名 指導者1名</p>

<p>(2) 卓越した技能者（現代の名工）の表彰制度の紹介コンテンツの作成支援</p>	<p>該当なし</p>	<p>令和4年度に卓越した技能者として表彰された該当者1名について紹介コンテンツの作成支援を行う予定。 ◇被表彰者：岩本 栄二氏 ◇職種：日本料理</p>
<p>(3) 「地域発！いいもの」応援事業及びグッドスキルマーク事業の休止に伴う対応</p>	<p>令和4年度は新規認定を行わない。両事業のいずれかの認定を受けた事業者から認定内容の変更・廃止等の相談を受けた際は、センターに問い合わせるよう伝える。</p>	<p>該当なし</p>

2 ものづくりマイスター等の認定、登録に関する業務

実施要領	実施計画の内容	実施状況（年度末見込）
<p>(1) ものづくりマイスターの開拓について</p>	<p>企業・業界団体の訪問等により、ものづくりマイスター等候補者の掘り起こし等の情報収集を行う。 認定登録目標数は「2名」とする。限られた登録者数となるため、職種を厳選した中でものづくりマイスターの掘り起しを行い、各技能士会、組合、団体等と連携した中で推薦により登録申請を行う。令和4年度は、企業・業界等の訪問は、ものづくりマイスター新認定基準策定後（下半期以降）から実施する。 また、過去3年間に一度も活動実績のないものづくりマイスターに対して、引き続き活動する意思があるか否かを確認し、ないときは登録解除の手続きを行う。</p>	<p>(1) マイスター登録目標数は「2名」としていたが、本年度の登録者はなしとした。 ◇10月に中央技能振興センターより新認定基準の説明を受け、11月に新様式で登録予定者に対して説明を行ったが、申請書類作成期間や、認定が年度末となることなどを踏まえ、次年度対応としたいとの意向であった。よって本年度の申請はしないこととした。</p>
<p>(2) ものづくりマイスター等への説明について</p>	<p>認定を受けたものづくりマイスターに対して、実技指導等に当たる前に、センターが定める免除基準に該当する場合を除き、指導技法等講習を受講する必要がある旨を周知する。 また、実技指導等の前には活動条件等について文書による説明を実施する。</p>	<p>◇マイスター認定登録申請者なし</p>
<p>(3) 申請書類の取りまとめについて</p>	<p>ものづくりマイスターの認定申請書の受理業務を行う。申請書類は当コーナーが取りまとめてセンターへ提出する。</p>	<p>該当なし</p>

	申請書の取りまとめに当たっては、ものづくりマイスターの認定要件等を指導・確認し、円滑な認定申請を行う。	該当なし
(4) ものづくりマイスターに対する研修について	<p>新たに認定されたものづくりマイスターに対して実技指導の結果報告の作成方法等事務を含む指導技法等講習を実施する。</p> <p>ア 研修の開催頻度や時期 年1回程度を目安に講義形式により実施する。 実施時期を認定書授与後3ヶ月以内とし、年度内に修了認定者100%の指導体制を整える。</p> <p>イ 研修内容 必要に応じ個人情報保護、セクシュアルハラスメント・パワーハラスメント等の防止、若年者・学生との接遇といった面の知識付与や実技指導派遣依頼元の意見等を踏まえた研修を行う。なお、過去3年間に一度も活動実績のないものづくりマイスターに対しても、最新の指導技法等にかかる講習を行う。</p> <p>ウ センター主催「事例発表・意見交換会」への参加 ものづくりマイスターの参加勧奨を積極的に行う。参加するものづくりマイスターには、コーナーから謝金及び旅費を支払う。</p>	該当なし

3 ものづくりマイスター等の活用に係る業務

実施要領	実施計画の内容	実施状況（年度末見込）
(1) 若年技能者の人材育成に係る相談・援助等について	<p>コーナーの相談窓口においては、次に掲げる事項について、相談・援助、ものづくりマイスターの派遣等を行う。</p> <p>ア 技能検定の実技試験や技能競技大会の競技課題等を活用した人材育成に係る取組方法への相談援助。</p>	<p>ア コーナーの相談窓口において、技能検定の実技試験や技能競技大会の競技課題等を活用した取組に対し適切に指導した。</p>

	<p>イ 若年技能者の人材育成に資する訓練施設、設備等のコーディネートや、実技指導等の相談・援助。</p> <p>ウ ものづくりマイスターの派遣やそのためのコーディネート 具体的には、学習内容を充実したものとするために、実技指導講習実施の必須条件として、実施前には受講者・ものづくりマイスター・当コーナーの三者で事前打合せを行い、受講者のニーズに沿った講習プログラムを構築し、実技指導講習会を実施する。なお、相談・援助に当たっては、次の事項に留意する。</p> <p>(ア) 実技指導に限らず、座学等の講師とすることも考えられること。</p> <p>(イ) 中小企業事業主の負担軽減に資するものであるため、中小企業事業主が負担することとなる諸経費については、比較的低廉な単価等となるよう留意すること。 また、協会のホームページに相談コーナーを設け、リアルタイムな窓口管理を実施する。</p>	<p>イ コーナーの相談窓口において、若年技能者の人材育成に資する訓練施設、設備等のコーディネートや実技指導等、適切に指導した。</p> <p>ウ 実技指導講習会の事前打合せの中で入念に学習ニーズを聞き取り、指導マイスターによる適切な学習プログラムを構築した中で有意義な指導を行った。</p>
<p>(2) ものづくりマイスターの派遣による指導の実施について</p>	<p>中小企業・業界団体・工業高等学校の要請に応じて、ものづくりマイスターの派遣を行う。</p> <p>ア：中小企業へものづくりマイスターを派遣する。 【指導対象】（目標） (ア) 企業数（中小企業）：7社 (イ) 受講者数：72名 (ウ) 延べ人日：24人日（ものづくりマイスター派遣数）</p> <p>イ：業界団体へものづくりマイスターを派遣する 【指導対象】（目標） (ア) 団体・組合数：13団体・組合 (イ) 受講者数：374名</p>	<p>◇中小企業・業界団体・工業高等学校の要請に応じて、ものづくりマイスターの派遣を実施した。</p> <p>(ア) 企業数（中小企業）：9社 (イ) 受講者数：157名 (ウ) 延べ人日：66人日</p> <p>(ア) 団体・組合数：12団体・組合 (イ) 受講者数：413名</p>

	<p>(ウ) 延べ人日：96人日 (ものづくりマイスター派遣数)</p> <p>ウ：工業高校等学校へものづくりマイスターを派遣する</p> <p>【指導対象】(目標)</p> <p>(ア) 学校数：6校 (イ) 受講者数：139名 (ウ) 延べ人日：24人日 (ものづくりマイスター派遣数)</p>	<p>(ウ) 延べ人日：85人日</p> <p>(ア) 学校数：2校 (イ) 受講者数：37名 (ウ) 延べ人日：6人日</p>
<p>(3) 若者に対する「ものづくりの魅力」発信</p>	<p>地域若者サポートステーション事業の支援対象者に対する「ものづくりの魅力」発信。サポステから協力要請があった際は、可能な限り協力する。</p>	<p>該当なし</p>
<p>(4) 熟練技能者等による派遣指導及び「ものづくりの魅力」発信事業の実施</p>	<p>ものづくりマイスターの対象分野に該当しない職種の熟練技能者や、ものづくりマイスターの技能・指導レベルに次ぐ準熟練技能者を、派遣指導企業等に対し派遣し指導を行い、若年技能者の育成に取り組む。具体的には、ものづくりマイスターの認定職種以外の「日本料理」及び「フラワー装飾」の2職種で参加者を集い、熟練技能者の派遣指導を行い若年技能者の育成に取り組む。</p> <p>ア 職種：日本料理 (ア) 受講者数：20名 (イ) 熟練技能者派遣延べ人日：2人日 (ウ) 指導内容：小魚の3枚おろし</p> <p>イ 職種：フラワー装飾 (ア) 受講者数：20名 (イ) 熟練技能者派遣延べ人日：2人日 (ウ) 指導内容：ブーケドライフラワーウェディングホーム装飾</p>	<p>ア 新型コロナウイルス第8波による市中感染急拡大に伴い日本調理技能士会会長から、今回の実施は見送るとの申し出があり中止とした。</p> <p>イ フラワー装飾も同会場開催予定であり、単体開催は困難となったため中止とした。</p>

4 地方公共団体、経済団体等との連携会議の設置・運営

実施要領	実施計画の内容	実施状況（年度末見込）
<p>(1) 連携会議の設置について</p> <p>(2) 連携会議の開催回数等について</p>	<p>当コーナーは、鳥取県、鳥取労働局、労使団体等をメンバーとする連携会議を設置し運営する。</p> <p>＜連携会議構成委員＞</p> <p>①鳥取労働局 ②鳥取県商工労働部 ③鳥取県教育委員会 ④鳥取県商工会議所連合会 ⑤鳥取県中小企業団体中央会 ⑥日本労働組合総連合会 ⑦高齢・障害・求職者雇用支援機構 ⑧鳥取県産業人材育成センター ⑨鳥取県技能士会連合会</p> <p>以上9団体で構成する。</p> <p>◆ 開催回数：年間2回（6月・12月に開催する）</p> <p>◆ 議題：</p> <p>ア 年度当初（6月開催） 令和4年度に実施する事業内容等を盛り込んだ鳥取県の推進計画を、厚生労働省との契約に基づき策定し決定する。</p> <p>イ 年末（12月開催） 令和4年度（11月30日現在）の事業実施状況及び次年度に向けた改善事項等を連携会議に報告し、取りまとめる。 コロナ禍において集合型会議の開催が困難と判断した場合は、オンライン会議又は書面会議形式により開催する。</p>	<p>◇新型コロナ感染第7波・8波の感染急拡大に伴い、集合型会議を見送り、書面会議で2回実施した。</p> <p>ア 年度当初：5月25日発送</p> <p>イ 年末：12月2日発送</p> <p>改善事項等：特記事項なし</p>

5 全国斉一的な事業展開の担保

実施要領	実施計画の内容	実施状況（年度末見込）
<p>(1) 全国斉一的な事業展開の担保</p>	<p>センター・コーナー間の強化等について、コーナーは本事業において円滑な業務を実施するため、センターとの間で業務調整等を図り、全国斉一的な事業展開ができるよう対応する。なお、全国斉一的な事業展開は、緊急に対応するものについても含まれる。</p>	<p>◇4月に実施された全国オンライン会議に参加し、事業実施に係る説明資料について確認を行った。</p> <p>◇10月に実施された都道府県ブロック地域技能振興（北海道・東北/中国・四国/福岡県）コーナー職員会議にオンラインで参加し、新ものづくりマイスター制度について確認した。</p>

6 その他

実施要領	実施計画の内容	実施状況（年度末見込）
(1) その他	<p>ア 本事業に携わる者及び携わっていた者が業務上知り得た本事業に係る情報を外部に漏らすことがないよう情報を適正に管理する。</p> <p>イ コーナーは、本事業の実施に当たり、主催者等を明示する場合は、「鳥取県技能振興コーナー」を用いる。 また、厚生労働省の委託事業として実施しているものであることを明示する。</p> <p>ウ 地域に対するサービス提供方法について鳥取県職業能力開発協会に当コーナーを設置する。</p>	<p>◇毎週 1 回の頻度で入念なコーナーミーティングを行い、情報の共有化及びコンプライアンスの遵守に努め事業を推進した。</p> <p>◇実技指導講習会のオープニングには、コーナー職員が立会いを行い厚生労働省の委託事業で支援していることを伝達し挨拶を行った。</p> <p>◇コーナーを設置して事業を推進した。</p>